

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第229回 2022年中国の裁判所における知的財産権関連の十大案件

中国の最高裁判所（以下「最高裁」）は毎年、前年度の中国の裁判所における知的財産権十大案件（以下「十大IP案件」）を発表しており、知的財産権裁判の分野で重要な意味を持つ指導ケースとなっています。2023年4月20日に最高裁は、2022年の十大IP案件を発表しました。今回は、その中で注目する内容について解説いたします。

◇2022年の十大IP案件で注目に値する内容

1. 杭州大頭児子文化發展有限公司と央視動漫集團有限公司間における著作権の権利侵害紛争案

本件で問題にされた作品は、1990年代に制作されたものです。当時は、法的書類の締結はカオス状態であったため、この作品の性質と著作権の帰属について意見の相違が生じ、この紛争が起きたことになりました。最高裁は、本件の事実を十分に調査した上で、創作委託作品、法人作品および特殊職務作品の判断基準ならびに権利帰属についての証拠の分析と認定方法を明確化し、特殊な歴史的背景下での著作権保護案件の処理についての参考例を提示しました。

2. 中外製薬株式会社と温州海鶴药业有限公司間における特許権保護の範囲に該当するか否かの確認紛争案

本件は、中国で最初の薬品の特許とリンクした訴訟案件です。最高裁は本件で、特許権の保護範囲に該当するかどうかについて「原則として模造製薬の出願者の出願書類を根拠に照合を行い、これを評価しなければならない」という判断基準を示しました。

3. 威海宏福置业有限公司と威海市水務集團有限公司間における市場の支配的な地位の濫用紛争案

本件は、独占禁止法が適用される案件ですが、知的財産権裁判所と最高裁で審理が行われました。裁判所は本件で、取引相手が指定された経営者と暗黙のうちに限定された取引行為を行う場合も、市場の支配的な地位を濫用した取引限定行為に該当することを明確化しました。

4. 上海万翠堂餐飲管理有限公司と温江五阿婆青花椒魚火鍋店間における商標権の侵害紛争案

本件の判決では、中国で既に一般名詞となっている「青花椒」という調味料名は、商標としての顯著性が大幅に低く、他社が商標の文字を単独で強調して使用したり、当該商標を掲げたりする意図がなく、関係者の混同や誤認を招きにくい場合、正当な使用行為に該当し、商標の権利侵害を構成しないことが明確化されました。

5. 北京百度網訊科技有限公司と蘇州閃速推網絡科技有限公司間における不正競争紛争案

裁判所は、被告が故意に技術的な手段を用いて、百度の検索エンジンの正常な表示とランディングの秩序を破壊し、被告の顧客情報を優先した検索結果を大量に出させたことは、不正競争行為を構成したと認定しました。

6. 深セン奇策迭出文化創意有限公司と杭州原与宙科技有限公司間における作品情報ネットワーク宣伝権侵害紛争案

本件は、NFT (Non-Fungible Token =非代替性トークン) デジタル作品取引プラットフォームの責任に関わる典型的なケースです。裁判所は、ブロックチェーンを基盤とするコアテクノロジーのNFTデジタル作品の法的属性を定め、取引プラットフォームの属性ならびに責任認定等の面で積極的な検討を行い、NFTにおけるデジタル作品の取引は、情報ネットワークによる宣伝行為の特徴に適合していると認定し、被告の行為は権利侵害を構成すると認定しました。

7. 特威茶餐飲管理（上海）有限公司と上海市浦東新区知的財産権局、上海市浦東新区人民政府間ににおける行政処分ならびに行政再議紛争案

本件は、行政機関が、商標権を侵害した商品を販売したことを理由に原告に対して行政処分を行い、これによって生じた行政訴訟です。本件で問題とされた商標は「龍井茶」という地理的表示の証明商標であり、裁判所は原告が商品の出所が当該証明商標の求める栽培地の範囲であることを証明できないことを理由に、原告の行為は商標権の侵害を構成していると認定。これにより行政機関による行政処分決定は適法であると認定しました。

8. 京研益農（寿光）種業科技有限公司と新疆昌豐農業科技發展有限公司間ににおける植物新品種の暫定保護期間使用料紛争案

本件は、植物新品種の暫定保護期間中の使用料に関する紛争です。裁判所は、訴えられた植物品種と原告の植物新品種が同一の品種であることを鑑定結果に基づいて認定し、被告に対して暫定保護期間中の使用料を原告に支払うよう命じる判決を下しました。本件の判決は、案件の当事者が使用料支払い契約と品種権許諾契約を自ら達成することを促すものとなっています。

9. 深セン市騰訊計算機系統有限公司と郴州七嘯網絡科技有限公司等間ににおける不正競争紛争案

本件は、裁判所がインターネットにおける「グレー産業」の不正競争行為を取り締めた典型的なケースです。本件の被告が開発したソフトウェア商品を、テンセント社の「微信」や「QQ」のインターフェース・アイコン・表情等と完全に一致する素材やモジュールとして提供。ユーザーが「微信」や「QQ」の会話・祝儀・振り込み・財布等の使用シーンと同じ虚偽のスクリーンショットを自ら編集し生成できるため、偽造や不正行為のツールとなっていました。裁判所は、被告の不正競争行為が成立することを認定し、被告に対して原告に528万人民元を賠償するよう命じる判決が下されました。

10. 羅某洲、馬某華ら8人による登録商標詐称罪案

裁判所は、商品の本体・包装・容器上で直接他人の商標を使用するだけでなく、商品と外部の設備がつながる際に商品情報の中に他人の商標が含まれていることを示す場合も、登録商標詐称行為に該当すると認定しました。

◇日系企業へのアドバイス

ここ数年、知的財産権の分野は、中国の裁判所における判決数と判決レベルの向上が最も顕著な分野となっており、専門レベルも日々向上してきています。最高裁が毎年発表している指導ケースを含めて、急速な変化という背景のもと、最新の司法動向を遅滞なく把握してこそ、知的財産権問題のリスクヘッジや案件処理等へ有効に対応できるものと思います。